

仕 様 書

1 業務名

宮の森まちづくりセンター・地区会館機械警備業務

2 履行期間

令和3年10月1日から令和8年10月1日8時45分まで

ただし、委託者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

3 機械警備対象施設

(1) 施設名

宮の森まちづくりセンター・地区会館施設

(2) 所在地

札幌市中央区宮の森2条11丁目

(3) 施設の概要

木造防火サイディング一部鉄筋コンクリート 地下1階地上2階

総床延面積 541.08㎡

敷地面積 458.30㎡

4 業務の内容

前項の機械警備対象施設における人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に損害を及ぼすおそれのある市民生活の安全と平穏に関する犯罪、事故その他の危険な事態の発生を警戒し防止することを目的に、警備業法第2条第5項に規定する「機械警備業務」を、警備業法その他の関係法令（規則、通達等を含む。）に基づき次のとおり行うものとする。

(1) 警備責任時間

第2項の履行期間における警備責任時間帯は、原則として次のそれぞれに掲げる時間帯とし、防犯開始(セット時)から防犯設備のセットが解除された時点までとする。

① 月曜日～木曜日：17時15分から翌日の8時45分まで

② 金曜日：17時15分から月曜日の8時45分まで

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)については、原則として終日機械警備を行う。

※ 職員の時間外勤務や会館の利用状況等により、開始時刻及び解除の時刻が変動する場合がある。

(2) 警備対象範囲

警備対象範囲は、第3項に掲げる警備対象施設の敷地内及び施設内とする。(別添平面図、立面図を参照)

(3) 機械警備業務用機械装置の仕様、設置等

① 機械装置の仕様

本機械警備業務に使用する機械装置は、次の機能を満たす一般電話回線システムによる仕様とする。

ア 建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能

イ 施設内への侵入者を感知する機能

ウ 火災発生を感知する機能

- エ 金庫盗難を感知する機能
- オ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- カ 非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能
- キ 施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能
- ク 警備の開始、解除の操作を行う機能
- ケ 受託者の施設(以下「基地局」という。)に異常等の信号を送信・表示する機能
- コ 一般公衆回線の断線を監視する機能

② 機械装置の設置、保守管理及び撤去

- ア 受託者は、履行開始までの間に受託者の責任(費用負担)において、上記①に掲げる仕様の機械装置について、本機械警備業務の目的が達せられる必要数を用意のうえ正常に動作できるよう設置ものとする。なお、警備対象施設及び基地局に設置する当該機械装置の所有権は、受託者に帰属する。
- イ 警備対象施設及び基地局に設置する機器の間に使用する電話回線は、警備対象施設の既存の電話回線を使用すること。なお、電話回線使用料は、委託者の負担とする。
- ウ 受託者は、前記アで設置した機械装置が、正常に機能するよう受託者の責任(費用負担)において保守管理及び補修を行うものとし、毎日、機械装置の機能点検を行うとともに毎月1回以上の保守点検を行い、万一、機械装置の作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講じるものとする。
- エ 第2項に定める履行期間満了後又は同項ただし書きに基づく中途解約後、受注者は、警備対象施設に設置した機械装置について、受注者の責任(費用負担)において直ちに撤去する。
- オ 受託者は、機械装置の設置、補修又は撤去等に係る作業において、委託者の物件に損害を与えた場合は、すみやかに原状に回復させること。
- カ 履行開始に伴う機器の設置や履行期間満了に伴う機器の撤去、又は機器の更新については、委託者と協議のうえ、その時期や作業方法等を決定すること。
なお、機械装置の設置に時間を要するなどの理由により機械警備が実施できない場合は、機器が正常に作動するまでの間、委託者と協議のうえ、状況に応じた警備体制を整えること。

(4) 異常発報時の対応

基地局において、異常発報を受信したときは、警備員が機械警備対象施設へ急行し、事実確認その他の必要な措置(概ね次に掲げるもの)を行うものとする。

- ① 現場に応じた緊急措置
- ② 基地局への連絡
- ③ 警察、消防署等への連絡

(5) 報 告

受託者は、前記(4)による事実確認により必要な措置を行ったときは、委託者に対しその措置内容について、すみやかに文書により報告を行うものとする。

ただし、委託者への報告に緊急性があると判断されるときは、直ちに口頭により報告を行うものとする。

(6) 鍵の保管

本業務履行のため、委託者が受託者に対し貸与した鍵は、受託者の責任において保管するものとする。また、第三者に貸与してはならない。

5 その他

- (1) 受注者は、本業務の履行開始前までに、本機械警備業務履行に係る基地局の所在地及び機械警備業務管理者の氏名並びに警備員待機所の所在地を報告すること。
- (2) 前記4(3)にかかわらず、委託者は、委託者の責に帰すべき事由により、受託者が設置した機器・部品をき損・紛失せしめたときは、その補修に係る費用を受託者に支払うものとする。
- (3) 業務の引き継ぎ
 - ① 受託者は、下記②の実務的な業務引継ぎの準備を兼ね、業務履行期間内を通じて、本仕様書のほか、委託者が提示した各種資料等に記載の無い事項で、実務上必要となる業務処理の手順、方法等を記載した業務資料を整備することとし、委託者から求められた場合は、すみやかにこれを提出すること。
 - ② 業務の引継ぎの実施
 - ア 受託者は、委託者の提示があった場合には、業務履行期間の終期に先立ち、委託者の指示する者に対し、上記①の業務資料等のほか、実地による実務的な業務引継ぎを実施すること。
 - イ 上記アに掲げる業務引継ぎの詳細は、委託者と協議して定めるものとし、受託者は上記4に掲げる業務を行う従事者とは別に、前記アを行う従事者を配置するものとする。
- (4) 環境の配慮について

本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

 - ① 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - ② ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ③ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
 - ④ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - ⑤ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
 - ⑥ 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (5) その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方協議のうえ処理を図るものとする。